

令和5年5月2日

保護者 様

裾野市教育委員会

### 感染症罹患による出席停止書類の取扱いについて

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なる御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、これまで学校保健安全法施行規則で定められた感染症に罹患した場合には、出席停止の措置をとり、書面にて保護者に通知をしてきたところです。しかしながら、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症については、感染者が一気に増えるため、書類作成の事務手続きが膨大になり、出席停止通知書をあとから発行するような状況になっていました。

そこで、昨年度2月より感染症罹患に伴う出席停止書類の取扱いを以下のように変更しておりますので、御確認ください。

#### 記

- 1 出席停止書類の取扱いを変更する感染症
  - ・季節性インフルエンザ
  - ・新型コロナウイルス感染症
- 2 変更内容
  - ・学校は保護者からの連絡を受け、感染症に罹患したのかどうかの確認を行う。  
(電話連絡もしくは連絡帳等で学校に連絡をお願いします)
  - ・上記1の感染症に罹患したことが判明した場合であっても、出席停止通知書の発行はしない。
- 3 その他
  - ・児童生徒の出席停止に伴い、保護者が勤務できなかったことを証明する必要がある場合は、出席停止通知書を発行しますので、その旨を学校に申し出てください。